

議案第45号

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第59号）の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県女性相談支援センターの設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援を行うための公の施設として困難な問題を抱える女
性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づき、鹿児島県女
性相談支援センター（以下「相談センター」という。）を設置する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性相談センターの名称等
を変更するため、所要の改正をしようとするものである。